

会社法(商法)と負債

弥永 真生

(筑波大学ビジネス科学研究科 教授)

1 会社法計算規定の目的

(1) 伝統的な理解

かつて、株式会社に関する商法計算規定の目的の第1は、配当可能限度額の算定を適正に行わせることによって、現在及び将来の潜在的株主と現在の会社債権者との間の利害の調整を図ることであり、目的の第2は、現在の株主及び将来の潜在的株主、現在の会社債権者及び将来の潜在的会社債権者に対して、それぞれの利害関係を適切に判断するための資料を与えることであるといわれていた(矢沢[1981]117頁)¹⁾。このように、伝統的には、株式会社に関する商法計算規定は配当可能限度額算定を主目的としておりと解されてきた(江村[1977]210頁以下、森川[1984]259頁以下、山下[1968]358頁以下。なお、安藤[1985]115頁以下、矢沢[1981]231頁参照)。

1) 情報提供目的は、さらに、株主を主として念頭に置いており、株主総会などを通じた株主による意思決定のための情報提供目的と投資や与信の意思決定のための情報提供目的とに分けることができるが、(平成17年改正前) 商法の規定ぶりからは前者がより重要であると考えられていると理解することが自然であった。

これは、株式会社においては株主の有限責任が認められ、会社債権者保護を中心的な目的として、資本制度が採用され、いわゆる資本維持の原則が重視されてきたからである(平成17年改正前商法290条)。

また、罰則についても、配当可能限度額を超えて配当した場合や中間配当限度額を超えて金銭の分配(中間配当)を行った場合には、取締役・監査役などは5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金またはそれらの併科に処せられるとされていたのに対し(平成17年改正前商法489条3号)、計算書類の単なる不実記載の場合には100万円以下の過料に処せられるにすぎなかった(平成17年改正前商法498条1項19号)。この相違は、配当可能限度額算定目的が情報提供目的に比べてはるかに重視されていたことを推測させる事実であった。

(2) 会社法

配当可能限度額は政策的に決定しうるものである一方(伊藤=岸田=吉原[1986b]1493頁[伊藤発言、吉原発言])、意思決定に必要な開示数値は政策的に決定されるべきものではない。そして、配当規制と開示規制とはレベルの異なる利益調整手段であり、そこで求められる基準は異なっており当然である(伊藤=岸田=吉原[1986a]1336頁[吉原発言])。その結果、配当規制と開示規制を利益算定の局面で同時に行おうとすることは、どちらの目的にもぴたりとは合致しない利益算定をもたらすことになりかねない(中村=安藤=伊藤=森川[1986a]1336頁[伊藤発言]、伊藤=岸田=吉原[1986b]1490頁[伊藤発言])。したがって、実行可能であれば、最も望ましい配当規制は利益算定の段階ではなく、利益処分段階での規制である。実際、昭和37年改正前の段階で、味村は分離の可能性を示唆していた(味村[1959]111頁)。すなわち、開示規制においては期間損益計算の適正化、企業の財政状態の忠実な表示をめざし(伊藤=岸田=吉原[1986b]1492頁[吉原発言])、経営者による恣意的な会計方針の選択を排除することとすれば、配当規制の基礎となる資格のあ

る利益が算定できるであろうから、その利益について適切な配当基準をあてはめて配当規制を行えばよいと指摘されていたし(伊藤=岸田=吉原[1986b]1493頁[伊藤邦雄])、かりに、商法会計上、情報提供目的も配当可能限度額算定目的とほぼ同じ重要性をもつという前提に立つならば、立法論としては、平成17年改正前商法290条1項を活用して、分離を図るのが適当であるという主張もなされていた(神田(1990)82頁、弥永(1990)1877-1878頁)。

そして、法務省(法務大臣官房参事官)と大蔵省(証券局企業財務課長)が共同で開催した「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」(平成10年6月16日)では、「個々の資産評価をどのような方法(時価法、原価法等)により行うかが、配当可能利益額の算定に必ずしも直結するわけではない。したがって、商法で個々の資産の評価をどのような方法により行うかという問題と、配当可能利益額をいかに算定するかという問題は、分けて考える事柄ではないかと考えられるので、まず、会計処理方法としての適否の観点から資産評価規定を検討し、その上で、配当規制の観点からの問題の有無を検討していくことが適当であると考えられる。」とされた²⁾。この報告書をうけてなされた平成11年商法改正による市場の相場のある金銭債権、株式及び社債等の時価評価の許容と290条1項6号の新設は、情報提供目的の利益計算³⁾と配当

2) 商法における会計目的について、公開会社のみならず非公開会社を含むすべての会社を対象として、債権者と株主の利害調整機能又は債権者保護を中心としているとしつつ、これと並んで株主に対する情報提供機能も重要な目的の一つとされており、財産計算のみならず期間損益計算が一層重視されるようになってきたと指摘されていた。

3) 「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」では、情報提供機能は両者に共通するという観点において、企業の財政状態及び経営成績を表す基礎となる利益計算に違いが生じることは利害関係者の判断を誤らせる虞があるとし、商法における債権者保護の観点からも、配当可能利益が恣意的に操作されることを排除するため、利益計算が公正な会計処理を通して適正に行われることが望ましいとしていた。

可能限度額算定とを分離する方向に踏み出したものと評価できた。

そして、平成17年会社法では、株式会社の会計および持分会社の会計は、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に従うものとされ(会社法431条・614条)⁴⁾、たとえば、株式会社の分配可能額の算定については会社法461条をうけて会社計算規則158条として詳細な規定が設けられているし、資産及び負債の測定に関する会社計算規則5条及び6条は「適正な価格を付することが適当な資産」、「適正な価格を付することが適当な負債」という表現を採用し、法務省令によってすら、測定基準を一意的には限定せず、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行」(会社計算規則3条)に委ねている。そして、「一般に公正妥当と認められる」かどうかは会社の財産及び損益の状況を適正に表示する(会社計算規則122条1項2号、126条1項2

4)「慣行」という語は、相当の期間にわたる反復的・継続的な実践を意味し、昭和49年商法改正により、「公正ナル会計慣行ヲ斟酌スヘシ」とする(平成17年改正前商法)32条2項が定められた直後においては、ここでの慣行も同様に解されていた。しかし、近い将来、慣行になることが合理的に予想されれば足りるという見解(鈴木=竹内(1994)329-330頁)が有力になり、「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」も、「証券取引法上の開示において時価評価が強制された公開会社については、商法に時価評価を行う会社の範囲についての明文規定を置かない場合にも、公正な会計慣行が斟酌されることにより商法上も時価評価を行うこととなると解することが適当である」、「商法上デリバティブの会計処理については、特別の規定を設けず、第32条にいう公正な会計慣行、具体的には企業会計における会計基準を斟酌して対応するものとして差し支えない」、「企業会計上の税効果会計に関する会計基準において、繰延税金資産及び繰延税金負債が法人税等の前払税金又は未払税金として資産性・負債性があることが明確にされるならば、商法上も公正な会計慣行を斟酌する立場から、企業会計上の基準と同様に、これらを貸借対照表に計上することができるものと解される」などと述べた。そして、会社法の下では、会社計算規則3条が「企業会計の基準その他の企業会計の慣行」という文言を採用し、企業会計の基準を認知し、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準であれば、「慣行」にあたるという解釈を暗黙の前提としている。

号など参照)という目的に照らして判断されることになる⁵⁾。

(3) 複数の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」の存在可能性

一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行(平成17年改正前商法にいう公正なる会計慣行)は複数存在しうるが、「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」も指摘するように、有価証券報告書提出会社等については、1つしか存在しないこともあると解されている。もっとも、有価証券報告書提出会社であっても、財務諸表等規則2条本文は、「別記に掲げる事業(以下「別記事業」という。)を営む株式会社又は指定法人が、当該事業の所管官庁に提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法について、特に法令の定めがある場合又は当該事業の所管官庁がこの規則に準じて制定した財務諸表準則(以下「準則」という。)がある場合には、当該事業を営む株式会社又は指定法人が法の規定により提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法については、第11条から第68条の2まで、第68条の4から第77条まで、第79条から第109条まで及び第110条から第121条までの規定にかかわらず、その法令又は準則の定めによるものとする。」と定め、別記事業として、建設業、銀行・信託業、建設業保証業、第一種金融商品取引業(有価証券関連業に該当するものに限る。)、保険業及び民営鉄道業を定めている。会社計算規則118条1項本文も「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則…別記に掲げる事業…を営む会社(企業集団を含む…)が当該別記事業の所管官庁に提出する計算関係書類の用語、様式及び

5) とはいえ、現在の会社法の下でも、分配可能額を超えた自己株式の取得または違法な剰余金の分配に対する罰則は、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金、またはこれらの併科であるのに対し(会社法963条5項1号2号)、計算書類の虚偽記載に対する罰則は100万円以下の過料にとどまり(会社法976条7号)、連結計算書類の虚偽記載に対する罰則は定められていない。

作成方法について、特に法令の定めがある場合又は当該別記事業の所管官庁がこの省令に準じて計算書類準則…を制定した場合には、当該別記事業を営む会社が作成すべき計算関係書類の用語、様式及び作成方法については、第一章から前章までの規定にかかわらず、その法令又は準則の定めによる。」としている。

ここで、「作成方法」が何を意味しているのかは必ずしも明確ではないが、財務諸表または計算書類の「作成方法」ということなので、どのように会計処理を行うかは（少なくとも）理論的には別問題であるようにも思われる。しかし、別記事業を営む会社の会計（資産・負債の認識・測定など）は、金融商品取引法の下ではそのような会社にとっての「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に、会社法の下ではそのような会社にとっての「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に、それぞれ従うものとされるから、当該別記事業に特有の「一般に公正妥当と認められる企業会計の」基準ないし慣行があれば、それに従う必要があるものと解される。

2 会社法(商法)における負債

(1) 負債=法律上の債務

商法上、負債は法律上の債務に限るとするのが多数説であった(法務省民事局(1960)九、田中(耕)(1944)77頁、上田(1964)98頁、味村(1968)143頁、大住(1974)134頁、庄(1974a)205頁など)。そして、会計学上の負債と商法上の負債が同一である必要はないと指摘し、商法上、貸借対照表能力が認められる負債は基本的には法的な負債をいうとする論者もあった(黒木(1975)96頁)。このような通説の立場は、商法の配当可能限度額計算目的を念頭においていたと推測される。すなわち、配当規制を会社の清算時における債権者保護を目的とするものであると考えると、資産と比較されるべきものは法的債務であるとするの

が論理的だからである。

なお、ここでいう法律上の債務には、確定債務のみならず、不確定期限付債務や停止条件付債務も含まれると解されてきた(鈴木=竹内(1994)345頁、江頭(2017)661頁)。株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則(昭和38年3月30日法務省令第31号)33条(昭和49年改正により特定引当金の部についての規定とされた)は、条件付債務を引当金の部に計上することを認めていたが、条件付債務が負債であることが前提とされていたと考えられる。すなわち、①他の債務と異なり、評価の問題があること、②従来の会計慣行上、引当金として取り扱われていたこと、③条件成就の時期が判明しないものが多く、これを履行期の基準によって区分表示することは事務手続き上繁雑になることなどが、引当金の部を認める根拠とされていた(細田(1977)4頁)。なお、ここでいう条件付債務とは、法律上の債務であって、債務の確定が将来の不確定な事実の成否にかかっている債務をいい、金額および履行期の双方が不確定の債務であって(吉田(1963)43頁、矢沢ほか(1963)24頁[味村発言]、上田(1964)40頁など)、民法上の「条件」を付された債務のみならず、不確定期限付債務を含むと解されていた(田中(誠)=久保(1975)321-326頁)。

他方、通説も一定の債務については負債として計上しなくともよいと解してきた。すなわち、双務契約上の債務であって当事者の双方が履行に着手していないもの、雇用契約上の労務給付義務、委任契約に基づき受任者が委任者に対して負担する債務、倉庫業者が寄託者に対して負担する受寄物保管・返還義務、運送人が荷送人に対して負担する運送契約上の債務、賃貸借の目的物の返還義務、不作為債務などその履行のために出捐を要しない債務などは、負債として計上する必要はないとされてきた(大隅(1959)230頁、大住(1974)42頁以下など)。これらの例外は、債権債務が事実上等価値であると認められるため、相殺表示されていると解されるものと、債務の貨幣的評価が不可能・困難であ

る(あるいは貨幣的評価が可能な債務の発生可能性がきわめて低い)ものことから成る⁶⁾。

(2) 引当金

『企業会計原則注解』注18は「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。」とし、引当金の例として、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金などを挙げるほか、「発生の可能性の低い偶発事象に係る費用又は損失については、引当金を計上することはできない。」と定めている。すなわち、法的債務であるかどうかによって異なる取扱いをしないので、法的債務性を有していても、金額を合理的に見積もることができないと負債の部に計上することを要求しないばかりか、法的債務を負っていても、その履行が求められる可能性が高くないという理由で、負債を全く認識しないことを許容したり、要求したりしているものと解される。

企業会計審議会からの強い要請を背景として、商法には、昭和37年改正により、287条ノ2第1項として、「特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為ニ引当金ヲ貸借対照表ノ負債ノ部ニ計上スルトキハ其ノ目的ヲ貸借対照表ニ於テ明カニスルコトヲ要ス」という規定が設けられ、この規定は、昭和56年改正により、「特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為ノ引当金ハ其ノ営業年度ノ費用又ハ損失ト為スコトヲ相当トスル額ニ限り之ヲ貸借対照表ノ負債ノ部ニ計上スルコトヲ得」と改められ、会社の計算

6) なお、現実に前受収益、未払費用、引当金が貸借対照表の貸方に計上されていることから、費用の見越しも商法上の負債であるとする見解があったが(西山(1990)575頁以下)、これは記述的な定義であり、規範的な要件を提示するものではなかったというべきであろう。

規定の省令化(平成14年)により、この規定は(平成18年改正前)商法施行規則43条となり、「特定の支出又は損失に備えるための引当金は、その営業年度の費用または損失とすることを相当とする額に限り、貸借対照表の負債の部に計上することができる」という表現となった。商法の解釈としては、この規定は、法的債務性を有しない引当金に関する規定であり、だからこそ、「負債ノ部ニ計上スルコトヲ得」、計上するかどうかは任意である(吉田(1979) 6 頁)という規定ぶりになっていると理解されてきた⁷⁾。

平成18年改正前商法施行規則43条の引当金(平成14年改正前の商法287条ノ2の引当金)が法的債務性を有しない引当金であるにもかかわらず、負債の部に計上されると、計算書類の読者をミスリードするおそれがあることに鑑みて、平成18年改正前商法施行規則86条は、以下のように定めていた⁸⁾。

- 1 第43条に規定する引当金は、第76条の規定にかかわらず、負債の部に別に引当金の部を設けて記載することができる。
- 2 前項の引当金は、その計上の目的を示す適当な名称を付して記載しなければならない。
- 3 第1項の引当金で、引当金の部に記載しないものについては、第43条に規定する引当金であることを注記しなければならない。(以下、略)

7) もっとも、法的債務でないものは負債の部に計上できないことが原則であることから、「計上スルコトヲ得」とは負債性引当金を例外的に負債の部に計上することを認めるものであると解することができるという見解が1980年ごろからは多数説となった(元木=稲葉=濱崎(1980) 39頁、大隅=今井(1992) 409頁、鴻ほか(1981) 122頁[鴻、竹内、龍田、前田発言]、鴻ほか(1985) 6 頁[江頭発言]、19頁[竹内発言])。

8) 平成14年商法改正前には、株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則33条として、商法287条ノ2の引当金について全く同じ内容の定めが置かれていた。

すなわち、法的債務性のない引当金であることを明らかにするために、①引当金の部に計上すること、または、②流動負債の部または固定負債の部に計上するときは、注記をすることを要求していたのである。

現在の会社法や会社計算規定には、平成14年改正前商法287条ノ2(及び、平成18年改正前商法施行規則43条)のような規定はないが、法的債務である限り——〇〇引当金という科目名を用いるかどうかにかかわらず——企業会計原則注解注18が規定する引当金ではなく、当然に、負債の部に計上することができ、また、計上しなければならないのが原則である(江頭(2017)662頁参照)。したがって、「発生の可能性が高いとはいえない」というだけでは負債として計上しないことが認められるわけではないと解するのが穏当である。また、「金額を合理的に見積もることができない」として、負債を認識しないことが、実務においては、しばしばしば見受けられるが⁹⁾、ある額よりは高い額の債務を負担していることは明らかであるが、上限が判明しないという場合に、負債を全く計上することを要しないという解釈は、少なくとも、分配可能額算定目的との関係では不適切であろう。

(3) 「偶発債務」

会計学(及び財務諸表等規則¹⁰⁾など)の主流の考え方により「偶発債

9) たとえば、東京電力は平成24年3月期に係る計算書類において、法令に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置に要する費用として東京電力に請求又は求償される額については、金額を合理的に見積もることができないという理由で計上しなかった(第88回定時株主総会参考書類に含められた「第5号議案及び第6号議案に対する取締役会の意見」参照)。

10) 財務諸表等規則58条は「偶発債務(債務の保証(債務の保証と同様の効果を有するものを含む。)、係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない債務で、将来において事業の負担となる可能性のあるものをいう。)」とするが、判決によって損害賠償義務が発生するのではないのであって(単にその存在が確認されるにすぎない)、偶発債務を「現実に発生していない債務で将

務」といわれ、「発生の可能性の低い偶発事象に係る費用又は損失については、引当金を計上することはできない」（企業会計原則注解注18）があてはまると解されてきたものの中には¹¹⁾、れっきとした法的債務が含まれており、商法の解釈としては、会計学の主流の考え方とは全く異なる考え方がとられてきた。

すなわち、損害賠償義務や保証債務は法律上の債務であり、平成14年改正前商法287条ノ2または平成18年改正前商法施行規則43条を待たずして、負債であると解されていた。たしかに、損害賠償義務に関しては、裁判などにおいて確定されないかぎり、その額を合理的に算定できない可能性があるという問題が存在するが（熊野（1977）79-80頁）、この場合にも、債務が発生している蓋然性が高いかぎり、負債の部に計上することが求められていると考えるべきであり¹²⁾、貸借対照表に全く反映させないことは配当可能限度額算定の目的からは許容できないことはもちろんのこと、情報提供の観点からも認めがたく、合理的な見積もりを行って計上することが商法上求められると考えるべきであると解されていた（味村（1968）182-183頁、庄（1974b）273頁）。製品保証引当金についても、製品保証が契約または民法の規定に基づいて法的債務性を有するかぎり、過去の統計などに基づいて計上することが

来において当該事業の負担となる可能性のあるもの」とする定義とは整合しない。

- 11) 多くの条件付債務は偶発債務であるとして、貸借対照表に計上されないのが通常であったし（吉田（1963）43頁参照）、ある実務家は、法的債務性を根拠として条件付債務を貸借対照表に計上することを強制しようとする見解に対して、損益法に基づく会計の見地からも、生起確率は一律には定められないから不確実であり、法的見地からも合理性を欠くと主張していた（細田（1977）60頁）。
- 12) 計上すべき時期をめぐる問題は問題がありうるが、遅くとも第1審で敗訴すればその段階で計上すべきであるし、それ以前でも計上すべき場合があると考えられていた。鴻ほか（1985）19頁〔竹内発言〕、28頁〔河本発言〕、30頁〔鴻発言〕参照

求められると考えられていた(鴻ほか[1985]14頁[竹内、西山発言]参照)。

ましてや、保証債務は——発生時期について別段の定めがあれば格別——保証契約の締結によって発生するものであって、停止条件付債務ではないし、係争中の損害賠償請求に係る債務¹³⁾のように存在しない可能性があるものではない。たしかに、これまでの会計実務では、保証債務が負債の部に計上されることはほとんどなかった。このような実務は、会計学あるいは企業会計の立場からは、保証債務は偶発債務であり、その発生の可能性が低いと説明されることが通常であるようであるが(細田(1977)60頁、熊野(1977)71頁)¹⁴⁾、商法上は、保証債

13) ただし、損害賠償義務や債務が存在することは認めていても、その額を争っている場合がありえ、その場合に、係争中の債務に係るものであるからという理由で、負債を全く計上しなくてもよいというのは、分配可能額算定の観点からは許容できないし、情報提供目的の観点からであっても必ずしも支持できない見解であるように思われる。

14) 保証債務は、第二次的な債務であるから、負債として認識することを、通常は要しないという発想があるようである(この点については、たとえば、古市(1998)が紹介している)。このような発想は、法律学の観点からは説得力を有しないように思われるが、かりに、このような発想を受け入れるとしても、連帯保証がなされている場合にはこのような説明は成り立たない。

たしかに、実務では、連帯保証も(単純)保証と同様に注記に止まっているのが一般的である(佐原(1995)22-23頁)。しかし、少なくとも、連帯保証人には検索の抗弁権も催告の抗弁権も認められておらず、連帯保証人は(単純)保証人と異なり、第二次的債務者とはいえない。すなわち、連帯保証人の場合には、まず、連帯保証人が債権者に弁済し、その後、主たる債務者に求償するという流れは十分に想定できるのであって、(連帯)保証債務と対応する求償権を両建てに計上する方がより自然であるように思われる(古市(1998)148頁注88)。しかも、連帯保証は主たる債務者の無資力を要件としない以上、発生の可能性が高くないという理由のみに基づいては、負債を認識しないことを正当化することができない。

以上に加えて、連帯保証人のさらされているリスクは連帯債務者のさらされているリスクとほぼ同じであり、連帯保証の会計と連帯債務の会計との整合性を保つべきであると考えられるところ、連帯債務者は自己の負担部分以外の部分については他の連帯債務者に求償できるとして、自己の負担部分の

務も現実に存在する法律上の債務であるから、貸借対照表能力を有する(負債の定義及び認識規準をみたと)と考えられてきたし(味村=田辺ほか(1974)186頁、味村(1975)187頁)、これは、会社法の解釈としても妥当する。会社計算規則103条5号は、個別注記表に含めるべきものの1つとして、「保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務(負債の部に計上したものを除く。)

があるときは、当該債務の内容及び金額」(圈点一引用者)を規定しており¹⁵⁾、このかつこ書きは、負債の部に計上するものは注記しなくてもよいという規定である¹⁶⁾。このかつこ書きは、保証債務が負債の定

みを負債の部に計上すれば足りるという見解も示されているところであるが(味村(1975)187頁)、監査実務では、連帯債務全体を貸借対照表に計上し、内部的負担部分を超える部分について発生する可能性のある求償権を資産の部に計上する方法が望ましいと考えられているようである(日本銀行金融研究所(1997)34頁。ただし、連帯債務の場合についても、内部的負担部分に対応する債務のみを負債として計上し、債務総額は注記するに止めることもあり(JR東日本のケース)、これと平仄をとるのであれば、連帯保証の場合には内部的負担部分はゼロであり、主たる債務者の資力悪化などがないかぎり、本体計上する必要はないことになる)。

そして、理論的に考えれば、連帯債務も連帯保証も第一次的債務を負うものであるから、それらの債務を負債として計上し、求償権を資産の部に計上するのが、法律上の債務を原則として負債計上することを求める商法の趣旨に合致し(「金融商品に関する会計基準」10項は、金融負債の契約上の第一次的債務者の地位から免責された場合に、負債の認識の中止を認めることとしており、これは、原則として、第一次的債務を負っている場合には、負債として計上すべきであるという立場と整合する)、この場合には、求償権については取立不能見込額を控除すべきことになる。

- 15) 貸借対照表の注記事項を定めていた、株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則32条但書も、「負債の部に計上するのは、この限りでない」と規定していた。
- 16) 財務諸表等規則58条が「偶発債務(債務の保証(債務の保証と同様の効果を有するものを含む。)、係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない債務で、将来において事業の負担となる可能性のあるものをいう。)がある場合には、その内容及び金額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。」と定めているのと対

義及び認識規準をみたすと商法・会社法において解されてきたこと、また、解されていることの証左である¹⁷⁾。

そして、保証債務を保証引受け時に負債として計上しない場合にも、保証債務の履行が求められる蓋然性が高くなった場合には、保証債務を負債として計上する必要があると解されてきた。すなわち、主たる債務者の資産状態が著しく悪化したような場合に、保証債務を履行したことによって主たる債務者に対して有することになる債権(求償権)の全部または一部の取立てが不能となるおそれがある場合には、保証債務とそれを履行したことによって主たる債務者に対して有することになる求償権との見合いの関係が破られる以上、保証債務を負債の部に計上し、保証債務を履行することによって主たる債務者に対して有することになる求償権を取立不能見込額を控除して資産の部に計上するか(味村(1968)182頁、庄(1974b)273頁)、少なくとも取立不能見込額に相当する引当金を計上することが求められると考えられてきた。また、保証債務、手形遡求義務等については、主たる債務者が債務不履行になった場合あるいは手形が不渡りになった場合には、当然に負債の部に計上しなければならないことはいうまでもない(味村=田辺ほか(1974)254頁[加藤発言])。

とはいえ、商法の解釈としても、保証債務は求償権を伴い、保証債務と求償権とが見合っていれば、実質的に相殺表示することが認められ、保証債務を貸借対照表の負債の部に計上する必要がない、主たる

照的である。

- 17) 履行が求められる可能性は、保証債務の測定のレベルで反映すればよいと暗黙のうちに考えられてきたと推測される。金額の不確定な債務は合理的に推定した額で計上すべき(味村(1975)180頁)、条件付・期限付など未必の債務は相当の評価額で財産目録(したがって、貸借対照表)に記載すべき(大隅(1959)231頁注(6))と解されてきた。会社計算規則6条2項も、事業年度の末日においてその時の時価または適正な価格を付することが適当な負債には、その時の時価または適正な価格を付すべきものとしている。

債務者の資力に問題がない限り、保証債務を負債の部に計上することを要しないと解されてきた(竹田(1932)161-162頁、大隅(1959)230頁。味村(1968)182頁も参照)¹⁸⁾。

他方、保証債務を履行したことによって主たる債務者に対して有することになる債権(求償権)の完全な実現は容易に期待できないのだから、実質的な相殺表示により、貸借対照表上に保証債務を表示しないことが認められるとはいえないという見解も有力であった(田中(耕)(1944)239頁、大隅(1959)231頁注(7))。そもそも、求償権は金銭債権であるから、貸付金などについて回収不能見込額を控除する会計処理とのバランス上、回収不能見込額を控除するのが論理的である¹⁹⁾。

日本公認会計士協会監査委員会報告第61号『債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い』(平成11年2月22

18) 上田(1964)101頁は、保証債務は対照勘定として求償債権があるから引当金とはならないとしていたが、これについては疑問が呈せられていた(大隅=今井(1992)410頁)。

19) 「企業会計基準第10号 金融商品に関する会計基準」は、「金融負債とは、支払手形、買掛金、借入金及び社債等の金銭債務並びにデリバティブ取引により生じる正味の債務等をいう」とし(5項)、保証債務が金銭債務であることに法的に明確である以上、26項により債務額で計上すべきことになるはずである。他方、金融資産・負債の消滅の認識との関連で求償義務を認識する場合には時価で測定することとされており(13項参照)、これとのバランスからは時価で保証債務を測定することになるはずである。ところが、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」パラグラフ137は、「債務保証については、金融資産又は金融負債の消滅の認識の結果生じるものを除いて時価評価は行わない」とする(根拠は示されていないように思われる)。なお、銀行会計においては、支払承諾と支払承諾見返という勘定を用いて、保証債務と求償権を両建て計上すると同様の会計処理を行い、支払承諾見返について貸倒引当金を認識している(銀行法施行規則14条などは支払承諾及び支払承諾見返を前提とした規定となっている)。なお、2000年ごろまでは、日本公認会計士協会はこのような会計処理は不適切であり、銀行決算経理基準を見直すべきであるという提言を繰り返していたが、最近ではそのような提言は行っていないようである。保険会社についても、保険業法施行規則17条の5、25条の2及び59条ならびに別紙様式第7号参照。

日。改正:平成23年3月29日)は、「主たる債務者の財政状態の悪化等により、債務不履行となる可能性があり、その結果、保証人が保証債務を履行し、その履行に伴う求償債権が回収不能となる可能性が高い場合で、かつ、これによって生ずる損失額を合理的に見積もることができる場合には、保証人は、当期の負担に属する金額を債務保証損失引当金に計上する必要がある」とのみ定めているが(4(1))、会社法・商法の観点からは、法的債務である以上、損失金額(時価)の見積もりが不可能な場合には保証債務額全額につき負債の部に計上することが求められると考えた方が、分配可能額算定目的との関係では適切でありうる。いったん簿外とされているものを会社計算規則158条を通じて、分配可能額算定に取り込むことは法技術的に困難が伴うし、見積りが不可能な場合というのは主たる債務者の弁済能力が把握できない場合に他ならないのではないかと考えられるからである。

そもそも、貸倒引当金(取立不能見込額)を合理的に見積ることができるのなら、保証債務から生ずる損失金額も合理的に見積ることができるのではないかと思われ、金額を合理的に見積もることができるという要件をみたさないと解することは整合的ではないのではないかと思われる²⁰⁾。また、個々の主債務者に注目した場合には、かりに損失の発生可能性が高くないとしても(そもそも、法的債務としては存在している)、貸付金などに対する貸倒引当金と同様に資産の控除項目(求

20) 日本の実務において、企業会計原則注解注18の「その金額を合理的に見積ることができる」という要件がどのように判断されているかについて必ずしも承知していないが、たとえば、ドイツにおいては、一定の幅をもって見積もることができれば(in der Bandbreite quantifizierbar)十分であり、その場合には、その幅の中で最も大きな額で負債を計上することが求められると解されている(たとえば、Baetge/Kirsch/Thiele(2017)訳109頁参照)。また、現在の会計基準においては、減損の認識をはじめとして、見積りの要素が多く含まれており、それとの均衡上、引当金の設定の要否の判断に際して、安直に、「その金額を合理的に見積ることができる」ということはもはや許されないのではないかとも考えられる。

償権を資産の部に計上した場合)としてあるいは負債の部に(求償権を資産の部に計上しない場合)一般的貸倒率で計上することが首尾一貫しているというべきであろう。負債の部に計上する場合であっても、債務保証損失引当金は実質的には求償権に対する評価性引当金であることからすれば、同様の測定基準が妥当するように思われる。

(本論文は、平成30年度第2回生命保険会計研究会において報告させていただいたものに加筆したものである)

参考文献

- 安藤英義(1985)『商法会計制度論』(国元書房)
- 伊藤邦雄=岸田雅雄=吉原和志(1986a)「シンポジウム 企業会計法の新たな方向を求めて[1]」企業会計38巻9号
- 伊藤邦雄=岸田雅雄=吉原和志(1986b)「シンポジウム 企業会計法の新たな方向を求めて[2]」企業会計38巻10号
- 上田明信(1964)『改正商法と計算規則』(商事法務研究会)
- 江頭憲治郎(2017)『株式会社法[第7版]』(有斐閣)
- 江村稔(1977)『企業会計と商法』(中央経済社)
- 大隅健一郎(1959)『商法総則』(有斐閣)
- 大隅健一郎=今井宏(1992)『会社法論 中巻[第3版]』(有斐閣)
- 大住達雄(1974)『商法の計算理論[新版]』(同文館)
- 鴻常夫ほか(1981)「研究会・会社法改正要綱をめぐって(6)」ジュリス
ト741号
- 鴻常夫ほか(1985)『株式会社の計算・公開、新株引受権附社債』(有斐閣)
- 神田秀樹(1990)「企業会計審議会報告書の示唆」企業会計42巻8号
- 黒木正憲(1975)『新商法計算書類規則逐条解説』(税務経理協会)
- 熊野実夫(1977)『偶発債務・保証債務』(中央経済社)

- 佐原和正(1995)「保証債務及びこれに類似する取引の注記開示上の問題点」JICPAジャーナル7巻6号
- 庄政志(1974a)「貸借対照表の特殊項目 総説」吉永栄助=飯野利夫(監修)『会社の計算 上』(商事法務研究会)
- 庄政志(1974b)「引当金」吉永栄助=飯野利夫(監修)『会社の計算 上』(商事法務研究会)
- 鈴木竹雄=竹内昭夫(1994)『会社法[第3版]』(有斐閣)
- 竹田省(1932)『商法総則』(弘文堂)
- 田中耕太郎(1944)『貸借対照表法の論理』(有斐閣)
- 田中誠二=久保欣哉(1975)『全訂新株式会社社会計法』(中央経済社)
- 西山忠範(1990)「資産と負債の複合構造」岩原紳作(編)『現代企業法の展開(竹内昭夫先生還暦記念)』(有斐閣)
- 日本銀行金融研究所(1997)「会社分割の法律問題」金融研究16巻1号
- 古市峰子(1998)「負債のオフバランス化の条件について—デット・アサンプションを中心に—」金融研究17巻6号
- 法務省民事局(1960)『株式会社の計算の内容に関する商法改正要綱試案』
- 細田末吉(1977)『条件付債務』(中央経済社)
- 味村治(1959)『株式会社法制に関する理論と法制(法務研究45-4)』
- 味村治(1968)「経理処理」石井照久ほか(編)『経営法学全集X』(ダイヤモンド社)
- 味村治(1975)『会社決算の法律と実務』(税務研究会出版局)
- 味村治=田辺明ほか(1974)『新商法と企業会計』(財經詳報社)
- 元木伸=稲葉威雄=濱崎恭生(1980)「株式会社の計算・公開に関する改正試案の解説」商事法務研究会(編)『会社の計算・公開改正試案の論点』(商事法務研究会)
- 森川八州男(1984)「制度会計論の基礎(3)」会計126巻2号
- 矢沢惇(1981)『企業会計法の理論』(有斐閣)

- 矢沢惇ほか(1963)「貸借対照表の研究——株式会社の貸借対照表及び
損益計算書に関する規則の研究[Ⅱ]」商事法務295号
- 弥永真生(1990)「取得原価基準の再検討(4・完)」法学協会雑誌107巻
11号
- 山下勝治(1968)『貸借対照表論』(中央経済社)
- 吉田昂(1963)『改正会社法』(日本加除出版)
- 吉田昂(1979)「会社の計算規定改正について」商事法務834号
- Baetge, J./Kirsch, H.-J./Thiele, S. (2017), *Bilanzen*, 14. Aufl.,
IDW-Verlag (訳書:稲見亨(監訳)(2018)『ドイツ会計論』(森山
書店))